

諮問実施機関：滋賀県知事（総務部総務課）

諮問日：平成24年2月21日（諮問第64号）

答申日：平成24年12月20日（答申第58号）

内容：「 学園に関する土木交通部と総務部総務課との協議報告書等」の公文書非公開決定（不存在）に対する異議申立て

## 答 申

### 第1 審査会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）が、「 学園に関する土木交通部と総務部総務課との協議報告書等」について、これを保有していないとして非公開とした決定は妥当である。

### 第2 異議申立てに至る経過

#### 1 公文書公開請求

平成24年1月17日、異議申立人は、滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して次のとおり公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（請求する公文書の名称または内容）

学園に関して総務課課長が、9月10日に住民に対して説明した事柄について、平成22年9月から現在までに、県土木交通部と県総務部総務課との協議報告書、資料提供等に係る両課内の報告書等に含まれるすべての公文書

#### 2 実施機関の決定

同年1月30日、実施機関は、請求のあった公文書は作成していないため不存在であるとして、条例第10条第2項の規定に基づき、本件公開請求に対して公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

#### 3 異議申立て

同年1月30日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

異議申立人が、異議申立書、意見書および意見陳述で述べている内容は、次のように要約される。

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、作成されているはずのメモを特定の上、公開決定することを求める。

#### 2 異議申立ての理由

(1) 平成23年9月10日に 市民センターで開催された、住民、滋賀県、大津市、UR都市機構、 学園( 建設を含む)による「4者との協議会」において、総務課長は「県の土木部の職員にも確認いたしまして、適正に造成されていると判断しています」と地盤の安全性の根拠となる重大な発言をした。

通常、社会通念として、住民の生命、財産に関わる重大発言は、公式の場では公人として責任を持って発言すべきである。ゆえに記憶だけに頼った発言をするなどあり得ない。

(2) 「4者との協議会」では、地盤の安全性の確認は「県の土木部の職員への確認」だと言い、「不存在の理由」では、「県土木技術職員に確認したことを根拠にしているものではない」と説明している。両方とも公の場での発言であるにもかかわらず、真逆の説明がされている。

地盤の安全性は、学校設置の審査基準の大きな要件の一つであり、「検査済証が発行されていること」と「土木部の職員に確認したこと」が、県にとって地盤の安全性の根拠になっている。安全性の根拠の一つとするのであれば、当然、聞いた内容を記録し、文書化しておくのが行政としての行為であり、文書が存在しないというのは信じがたい。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、諮問書、理由説明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

#### 1 実施機関の決定について

実施機関の決定は妥当である。

#### 2 非公開理由について

(1) 「4者との協議会」での発言は、当該土地が適正に造成されていることを県としても確認していることを説明するために行ったものである。

県土木技術職員への確認は、大津市が「宅地造成に関する工事の検査済証」および「開発行為または建築に関する証明書」(以下「検査済証等」という)を交付したことを理

解するにあたって、当該建設区域で行われた土地造成の概要、検査済証等の性質について確認したものである。口頭での確認であったため、文書は作成しておらず不存在である。

- (2) 地盤の安全性については、大津市が交付した検査済証等を根拠に判断しているものであって、県土木技術職員に確認したことを根拠にしているものではない。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、以上のことを踏まえ、たうえで以下のとおり判断する。

### 2 本件公開請求について

本件公開請求は、平成23年9月10日に行われた「4者との協議会」において、総務課長が、「県の土木部の職員にも確認いたしまして、適正に造成されていると判断しています」と発言したことに関し、当該発言の根拠となる総務部総務課と土木交通部とが行った協議の記録等について公開が求められたものである。

本件公開請求について、実施機関は対象公文書が存在しないとして本件処分を行ったが、異議申立人は、協議に係るメモ等が作成されているはずであるとし、改めて公開決定を行うことを求めていることから、本件処分の妥当性について以下検討を行う。

### 3 本件処分の妥当性について

異議申立人は、「土木部の職員に確認したこと」が、県にとって地盤の安全性の根拠になっている」とし、「安全性の根拠の一つとするのであれば、当然、聞いた内容を記録し、

文書化しておくのが行政としての行為であり、文書が存在しないというのは信じがたい」と主張している。

一方、実施機関の説明によると、学校建設予定地に係る地盤の安全性については、大津市が交付した検査済証等を根拠に判断しているとのことであり、そもそも土木技術職員への確認自体を根拠とはしていないとしている。また、その確認内容についても、直接、地盤の安全性を確認したものではなく、検査済証等が土地の安全性を担保するものであるかどうかなど、検査済証等の性格等に関して聴取したものであるとのことである。

確かに、本件については、「4者との協議会」における総務課長の発言によって、異議申立人が、「土木技術職員への確認」が「地盤の安全性の根拠」となっていると受け止め、記録等が存在すると考えるに至ったものと推察されるところである。

しかしながら、本件審理を通じて行われた実施機関の説明においては、特段の不自然な点や不合理な点は見当たらず、また、記録等を作成していないとする実施機関の主張を覆すに足る具体的な事実や根拠も認められない。

#### 4 結論

以上のことから、実施機関が、本件対象公文書は不存在であるとして行った本件処分は妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

#### 第6 審査会の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成24年2月21日	・実施機関から諮問を受けた。
平成24年3月26日	・実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成24年5月7日	・異議申立人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
平成24年7月19日 (第205回審査会)	・審査会事務局から事案の説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成24年8月29日 (第206回審査会)	・異議申立人から意見を聴取した。 ・事案の審議を行った。
平成24年9月25日 (第207回審査会)	・実施機関から公文書非公開決定について口頭説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成24年10月23日 (第208回審査会)	・事案の審議を行った。

平成24年12月4日  
(第209回審査会)

・答申案の審議を行った。